

# 徵 收 勘 定

## 労働保険特別会計徴収勘定の業務等の情報

### 1 労働保険特別会計徴収勘定の設置目的

昭和47年に、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用（失業）保険の適用を5人未満の零細事業に拡大するにあたり、保険料徴収の手続等の事業主の利便と行政機関の業務量を軽減するため、労災保険及び雇用保険の保険関係及び保険料が一本化され、適用徴収事務が一元化された。このため、両保険事業の事務のうち適用徴収事務については、両保険につき不可分一体の収入支出の経理を行うことが必要となり、労働保険特別会計が設けられるとともに、一本化された保険料の経理を適切に処理するために徴収勘定が設けられた。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）

第1条 この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第1条 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業（以下「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第3条 この会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。

### 2 労働保険特別会計徴収勘定の特質

徴収勘定は、労災・雇用の両保険事業のうち、労働保険料等の収入保険料の返還金及び徴収に関する経費の支出を行い、両保険につき不可分一体の経理を行うための共通勘定としての性格を有するものである。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第6条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第10条第2項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭和44年法律第88号。以下「整備法」という。）第19条第1項の特別保険料（以下「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下「労働保険料」という。）、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号。次条第2項において「印紙保険料」という。）第3条第3項の規定による納付金、第8条の規定による労災勘定及び雇用勘定からの受入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、次条第1項の規定による労災勘定への繰入金、同条第2項の規定による雇用勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働

保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつて歳出とする。

### 3 労働保険特別会計徴収勘定が経理している業務概要

労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用されるものであり、その適用及び保険料徴収については、徴収法により定められている。

その概要は以下のとおりである。

#### (1) 労働保険の適用

##### ① 労働保険の適用事業

労働保険の適用については、農林水産の事業の一部を除き、労働者を使用する事業は、すべて適用事業となっている（いわゆる全面適用）。

適用事業でない事業は、暫定任意適用事業とされている。

##### ② 適用のしくみ

労働保険は、各適用事業ごとに、労災保険及び雇用保険の両保険が一体となった労働保険の保険関係が成立するものとして、保険関係の成立、消滅等の適用事務を一元的に処理することを原則としている。

ただし、建設の事業等については、労災保険及び雇用保険における適用労働者の範囲、適用方法等の相違にかんがみ、労災保険及び雇用保険についてそれぞれ個別の事業とみなして、二元的に処理している。

#### (2) 労働保険料の徴収

##### ① 保険の種類

労働保険料は、労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収することを原則としており、その種類として一般保険料、特別加入保険料及び印紙保険料がある。

##### ② 保険料の負担

労使の労働保険料負担については、労災保険に関する部分は全額事業主が負担し、雇用保険に関する部分は労使が一定の割合で負担することを原則としている。

##### ③ 納付方法

事業主は、労働保険料のうち一般保険料と特別加入保険料については、毎保険年度の初めに概算額（概算保険料）で申告・納付し、翌保険年度の初めに確定額（確定保険料）を申告し、過不足を精算することとされている。

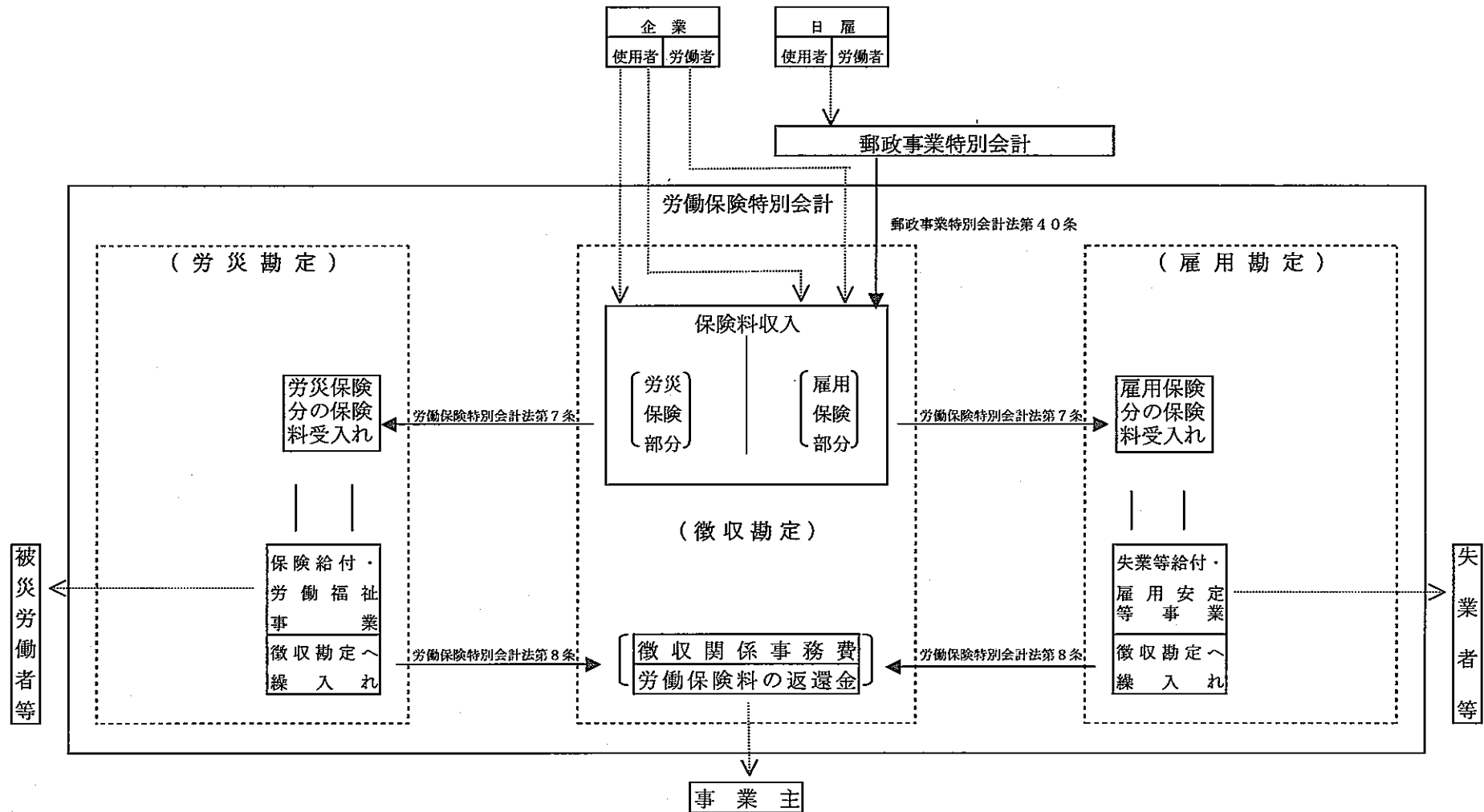
印紙保険料については、雇用保険の日雇労働被保険者を使用する事業主が、一般保険料のほか、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼付し、消印することにより、納付することとされている。

### 4 他勘定、他会計、特殊法人等及び公益法人との業務等の関係及び財政資金の流れ 別紙1のとおり

### 5 歳入歳出決算の概要 別紙2のとおり

# 労働保険特別会計徴収勘定における財政資金の流れ

別紙 1



# 平成14年度歳入歳出決算の概要

## 1 歳 入

| 款 項                  | 歳入予算額<br>(円)      | 徴収決定済額<br>(円)     | 収納済歳入額<br>(円)     | 不 納 欠 損 額<br>(円) | 収納未済歳入額<br>(円)  | 歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減) (円) | 備 考                                                     |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|--------------------------|---------------------------------------------------------|
| 0100-00 保 険 収 入      | 3,678,331,807,000 | 3,777,916,122,630 | 3,665,181,591,719 | 5,843,347,156    | 106,891,183,755 | △ 13,150,215,281         | 「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(以下「徴収法」という。)第10条第2項の労働保険料(印紙収入を除く) |
| 0101-00 保 険 料 収 入    | 3,677,582,235,000 | 3,777,137,821,829 | 3,664,403,290,918 | 5,843,347,156    | 106,891,183,755 | △ 13,178,944,082         |                                                         |
| 0102-00 印 紙 収 入      | 749,572,000       | 778,300,801       | 778,300,801       | 0                | 0               | 28,728,801               |                                                         |
| 0200-00 他 勘 定 より 受 入 |                   |                   |                   |                  |                 |                          | 郵政事業特別会計法第40条の規定に基づく受入金                                 |
| 0201-00 他 勘 定 より 受 入 | 106,856,612,000   | 98,817,570,000    | 98,817,570,000    | 0                | 0               | △ 8,039,042,000          |                                                         |
| 0300-00 雑 収 入        |                   |                   |                   |                  |                 |                          | 「徴収法」第27条第1項の規定に基づく延滞金の収入等                              |
| 0301-00 雑 収 入        | 1,115,804,000     | 1,359,832,692     | 1,017,269,533     | 29,647,694       | 312,915,465     | △ 98,534,467             |                                                         |
| 0400-00 前年度剰余金受入     |                   |                   |                   |                  |                 |                          | 労働保険特別会計法第18条第4項の規定に基づく剰余金                              |
| 0401-00 前年度剰余金受入     | 538,499,000       | 10,732,532,176    | 10,732,532,176    | 0                | 0               | 10,194,033,176           |                                                         |
| 歳 入 合 計              | 3,786,842,722,000 | 3,888,826,057,498 | 3,775,748,963,428 | 5,872,994,850    | 107,204,099,220 | △ 11,093,758,572         |                                                         |

## 2 歳 出

| 項                     | 歳 出 予 算 額<br>(円)  | 前年度繰越額<br>(円) | 予備費使用額<br>(円) | 予算総則の規定による経費増額<br>(円) | 流 用 等<br>増△減額<br>(円) | 歳 出 予 算 現 額<br>(円) | 支出済歳出額<br>(円)     | 翌年度繰越額<br>(円) | 不 用 額<br>(円)   | 備 考                                                                                 |
|-----------------------|-------------------|---------------|---------------|-----------------------|----------------------|--------------------|-------------------|---------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 01 保 険 料 返 還 金        | 65,376,892,000    | 0             | 0             | 0                     | 0                    | 65,376,892,000     | 58,847,214,671    | 0             | 6,529,677,329  | 「徴収法」第19条第6項及び第20条第2項に基づく保険料精算返還金<br>(支出先: 事業主等)                                    |
| 02 業 務 取 扱 費          | 41,018,219,000    | 0             | 0             | 0                     | 0                    | 41,018,219,000     | 39,425,754,855    | 0             | 1,592,464,145  | 労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費(人件費・事務費)<br>(支出先: 徴収担当職員、労働保険事務組合等)                |
| 03 他 勘 定 へ 繰 入        | 3,679,447,611,000 | 0             | 0             | 0                     | 0                    | 3,679,447,611,000  | 3,666,198,861,252 | 0             | 13,248,749,748 | 労働保険特別会計法第7条第1項及び同法施行令第1条第1項並びに同法第7条第2項及び同法施行令第1条第2項の規定に基づく繰入金<br>(支出先: 労災勘定及び雇用勘定) |
| 09 予 備 費<br>(959-・・・) | 1,000,000,000     | 0             | 0             | 0                     | 0                    | 1,000,000,000      | 0                 | 0             | 1,000,000,000  |                                                                                     |
| 歳 出 合 計               | 3,786,842,722,000 | 0             | 0             | 0                     | 0                    | 3,786,842,722,000  | 3,764,471,830,778 | 0             | 22,370,891,222 |                                                                                     |

## 参考情報

### 歳入に関する情報

他勘定より受入は、労災勘定からの受入と雇用勘定からの受入であるが、その内訳は次のとおりである。

#### 1 労災勘定からの受入

労災勘定からの受入に係る内訳は次のとおりである。

| 区 分               | 歳入予算額<br>(千円) | 徴収決定済額<br>(千円) | 収納済歳入額<br>(千円) | 歳入予算額と収納済<br>歳入額との差(千円) |
|-------------------|---------------|----------------|----------------|-------------------------|
| 労働保険料の返還金の財源      | 60,793,247    | 55,212,543     | 55,212,543     | -5,580,704              |
| 徴収関係事務費(業務取扱費)の財源 | 20,363,061    | 19,818,786     | 19,818,786     | -544,275                |
| 予備費               | 500,000       | 0              | 0              | -500,000                |
| 合 計               | 81,656,308    | 75,031,329     | 75,031,329     | -6,624,979              |

(注) 労災勘定から徴収勘定に繰入れられる金額は、徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金の額のうち労災保険関係部分と徴収勘定の歳出に係る業務取扱費その他の諸費の額のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める額の合計額である。(労働保険特別会計法第8条、労働保険特別会計法施行令第2条第1項)

#### 2 雇用勘定からの受入

雇用勘定からの受入に係る内訳は次のとおりである。

| 区 分               | 歳入予算額<br>(千円) | 徴収決定済額<br>(千円) | 収納済歳入額<br>(千円) | 歳入予算額と収納済<br>歳入額との差(千円) |
|-------------------|---------------|----------------|----------------|-------------------------|
| 労働保険料の返還金の財源      | 4,338,849     | 3,969,061      | 3,969,061      | -369,788                |
| 徴収関係事務費(業務取扱費)の財源 | 20,361,455    | 19,817,180     | 19,817,180     | -544,275                |
| 予備費               | 500,000       | 0              | 0              | -500,000                |
| 合 計               | 25,200,304    | 23,786,241     | 23,786,241     | -1,414,063              |

(注) 雇用勘定から徴収勘定に繰入れられる金額は、徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費その他の諸費の額から労災勘定から繰入れられた額を控除した額である。(労働保険特別会計法第8条、労働保険特別会計法施行令第2条第2項)